観光振興に係る法定外目的税の名称について

■ 条例説明例及び条例名称(案)例

条例名(案)	説明例
沖縄県宿泊税条例	沖縄県では、観光客の利便性・満足度の向上等を図るため、観光振興を目的とした <u>宿泊税(観光目的税)</u> を導入することとしました。 宿泊税は、沖縄県内のホテル、民宿等に宿泊する方を対象に、ホテル、民宿等を通じて支払って頂くこととなります。 沖縄県では、徴収した宿泊税をもとに、旅行者に分かりやすい案内標識の整備、観光案内所の運営、観光施設等におけるリノベーション、交通環境の改善などに活用することとしています。
沖縄県観光目的税条例	沖縄県では、観光客の利便性・満足度の向上等を図るため、観光振興を目的とした <u>観光目的税(宿泊税)</u> を導入することとしました。 <u>観光目的税(宿泊税)</u> は、沖縄県内のホテル、民宿等に宿泊する方を対象に、ホテル、民宿等を通じて支払って頂くこととなります。 沖縄県では、徴収した <u>観光目的税(宿泊税)</u> をもとに、旅行者に分かりやすい案内標識の整備、観光案内所の運営、観光施設等におけるリノベーション、交通環境の改善などに活用することとしています。

その他の観光目的税の名称(案)の例示

- ・(沖縄)観光リゾート税
- ・うちな一観光協力(又は応援)税
- · 万国津梁税
 - ※ 万国津梁:世界の架け橋
- · 沖縄観光資源保全税
- ・沖縄 (来沖)滞在(逗留)税
 - ※ 滞在(逗留):一定期間とどまる
- · 沖縄観光魅力向上税
- 沖縄観光発展税

- · 沖縄観光受入体制強化税
- ・(沖縄観光)うといむち税
 - ※ うといむち:おもてなし
- ・うちなー(沖縄)美ら島保全税
- 沖縄観光地形成促進税
- ・沖縄観光ブランド強化税
- ・美ら島宿泊税
- 美ら島創造宿泊税